



地下鉄短信 (第486号) 令和3年7月21日発行

編集 (一社)日本地下鉄協会 責任者 川村 廣 栄

電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187



記事 ○ 令和4年度予算に係る「地下鉄事業」に関する要望活動の実施

7月14日(水)及び20日(火)に、当協会として「令和4年度予算に係る『地下鉄事業』に関する要望」を、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた国の要請(人数制限等)を踏まえた形で、当協会の前田専務理事から、国土交通省、総務省及び環境省に対し行いました。

【国土交通省への要望】

国土交通省に対しては、赤羽一嘉国土交通大臣など三役のほか、山田邦博事務次官、藤井直樹国土交通審議官や鉄道局の上原 淳局長、鶴田浩久次長、石原 大審議官、江口秀二技術審議官、金指和彦都市鉄道政策課長などに「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地下鉄事業の経営悪化等に対する支援措置等」のほか、「地下高速鉄道に係る補助金総額の確保等」として「地下鉄ネットワークの充実」、「列車遅延の防止や列車運行円滑化のための駅の大規模改良」、「耐震対策」、「浸水対策」、「バリアフリー対策」や国土強靱化対策等現下の喫緊の課題等について、また、和田浩一観光庁長官ほかに対しては「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「公共交通利用環境の革新等事業」や「観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業」などのための補助金の確保等の重点事項について要望しました。



石原審議官と面談

【総務省への要望】

総務省に対しては、武田良太総務大臣など三役のほか、黒田武一郎事務次官、前田一浩自治財政局長、渡邊 輝公営企業担当審議官、池田達雄財政制度・財務担当審議官、小野寺則博公営企業経営室長などに「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地下鉄事業の経営悪化等に対する支援措置等」のほか、「公的資金の高金利企業債の補償金免除繰上償還制度及び借換制度の創設」や「公営地下高速鉄道事業の特例債制度の財政措置の充実等」、「資本費負担緩和債及び資本費平準化債の財政措置等」、「鉄道事業用トンネルの法定耐用年数の延長(60→75年)」、交通事業への一般会計負担金等に対する財政措置の充実」など重点事項について要望しました。



渡邊公営企業担当審議官と面談

【環境省への要望】

また、環境省に対しては、地球環境局の小笠原 靖地球温暖化対策課長、加藤 聖地球温暖化対策事業室長などに「脱炭素化に資する事業の補助金総額の確保等」について要望しました。

当協会としましては、国の令和4年度予算に係る概算要求を控え、本年4月に各事業者からご提出いただきました「令和4年度予算概算要求に係る情報交換資料」でのご意見・ご要望を踏まえつつ、今回の要望活動をはじめ、今後与党に対しても、要望活動を行っていくこととしておりますので、要望事項実現のため、会員各位の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

なお、要望書は、別添資料のとおりです。

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加を希望する場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

また、本短信について、是非ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: kawamura@jametro.or.jp

【資料】

「地下鉄」事業に関する

要 望 書

(令和4年度予算)

令和3年7月

一般社団法人 日本地下鉄協会

一般社団法人 日本地下鉄協会

会 長 (福岡市長) 高 島 宗一郎

副会長 (東京地下鉄株式会社社長) 山 村 明 義

副会長 (東京都交通局長) 内 藤 淳

副会長 (大阪市高速電気軌道株式会社社長) 河 井 英 明

副会長 (東武鉄道株式会社社長) 根 津 嘉 澄

普通会員鉄道事業者

東京地下鉄(株)

東京都

大阪市高速電気軌道(株)

名古屋市

札幌市

横浜市

神戸市

京都市

福岡市

仙台市

東日本旅客鉄道(株)

小田急電鉄(株)

阪急電鉄(株)

東武鉄道(株)

京成電鉄(株)

阪神電気鉄道(株)

京浜急行電鉄(株)

近畿日本鉄道(株)

名古屋鉄道(株)

京王電鉄(株)

西武鉄道(株)

山陽電気鉄道(株)

北大阪急行電鉄(株)

神戸電鉄(株)

北総鉄道(株)

埼玉高速鉄道(株)

広島高速交通(株)

東葉高速鉄道(株)

横浜高速鉄道(株)

(株)大阪港トランスポートシステム

以上 30 事業者

要 望 書

地下鉄の建設・整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、わが国で開業以来 93 年が経過し、今日では、大都市における基幹的交通機関として、安全、安心で快適な輸送サービスを提供し、人とまちと暮らしを支えるとともに、道路混雑の緩和や CO₂ の排出削減等地球温暖化対策にも貢献しております。

しかしながら、施設の老朽化や地震、激甚化する自然災害等への対応や国土強靱化対策に加え、高齢化社会の進展等に対応する更なるバリアフリー化の推進など、課題は山積しており、地下鉄の経営環境は、引き続き厳しい状況にあります。

加えて、新型コロナウイルスに対応するための駅・車両等の抗菌対策、混雑緩和や空調・換気などのために大規模な施設整備等も必要となっております。

つきましては、地下鉄整備・運営の喫緊の課題への対応と地下鉄経営の健全化を推進するため、国の令和 4 年度予算等において、別記事項を実現賜りますよう特段のご高配をお願い申し上げます。

要望事項一覧

- I. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地下鉄事業の経営環境の悪化等に対する支援措置等
- II. 地下高速鉄道事業に係る補助金総額の確保等
- III. 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「公共交通利用環境の革新等事業」や「観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業」など、受け入れ環境整備及びインバウンド推進に係る補助金総額の確保等
- IV. 脱炭素化に資する事業の補助金総額の確保等
- V. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置の拡充
- VI. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

I. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地下鉄事業の経営環境の悪化等に対する支援措置等

(国土交通省、総務省)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地下鉄事業の経営環境の悪化に対し、以下のような所要の財政措置を講じるなど、十分な支援を行うこと。

1. 財政支援

- (1) 公共交通事業者の減収に対する補填等支援措置の創設。
- (2) 特別減収対策企業債の継続、償還期間（15年）の延長及び財政措置の拡充。
- (3) 無利子貸付金制度の創設。

2. 補助制度

公共交通事業者の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための整備に対する補助制度の創設

3. 運賃制度

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、時差通勤等による分散乗車の取組みを一層促進していくほか、ポストコロナ時代にも対応した弾力的な運賃制の導入を実現すること。

II. 地下高速鉄道事業に係る補助金総額の確保等

(国土交通省)

地下鉄を含む都市鉄道は、公共交通ネットワークを拡充し、都市の国際競争力を強化していく上で、その重要性が年々増大しており、着実かつ円滑な整備推進を図るため、以下の事項について、実現方配慮願いたい。

1. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、耐震対策、浸水対策、バリアフリー対策や国土強靱化対策等現下の喫緊の課題を踏まえ、次の事項の実現を図ること。

(1) 次の鉄道施設の整備について、補助金の必要総額を確保すること。

- ①地下鉄ネットワークの充実 (福岡市七隈線の延伸)
- ②列車遅延の防止や列車運行円滑化のための駅の大規模改良
- ③高齢者や障がい者等のためのエレベーター等の新設、増設
- ④ホームドア等の新設、増設
- ⑤トンネル、高架橋、駅等の耐震対策
- ⑥河川の氾濫や津波、高潮等に伴う浸水対策

(2) 次の事業について、新たに補助対象とすること。

- ①既施設設・設備の長寿命化や機能向上に資する改良・改修・更新
- ②複数のバリアフリールート確保のためのエレベーター、エスカレーターの増設
- ③駅のプラットホームと車両乗降口の段差解消、隙間縮小（櫛状ゴム設置）等工事

2. 現在国のみが実施している「補助対象事業費に 90%を乗じる」措置を見直し、地方公共団体と同額の補助とすること。

3. 新型ホームドア等が、安全かつ低コストで整備可能となるよう、技術開発を促進すること。

Ⅲ. 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「公共交通利用環境の革新等事業」や「観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業」など、受け入れ環境整備及びインバウンド推進に係る補助金総額の確保等

(国土交通省)

1. 補助金の必要総額の確保。
2. 補助金申請手続きの簡素化及び交付決定の早期化。
3. 複数年度事業を認めるなど補助要件の緩和。

Ⅳ. 脱炭素化に資する事業の補助金総額の確保等

(環境省)

「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業」のうち「既存建築物における省 CO2 改修支援事業」について、駅設備等の照明の LED 化についても補助対象とすること。

V. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置の拡充

(総務省)

1. 公的資金の高金利企業債の繰上償還及び借換え

公的資金の金利4%以上の企業債の残債について、全額を対象とする補償金免除繰上償還制度及び借換え制度を創設すること。

2. 公営地下高速鉄道事業の特例債制度

- ・再特例債制度(平成25～令和4年度)により発行の特例債の利子に対する新たな財政措置を講ずること。
- ・令和5年度以降も、引き続き同制度を継続するとともに、所要の財政措置を講ずること。

3. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債

- (1) 両発行債の利子に対して地方交付税等の所要の財政措置を講ずること。
- (2) 資本費負担緩和債の発行許可要件を緩和するとともに、公的資金の借入れも可能になるよう措置すること。

4. 鉄道事業用トンネルの法定耐用年数の延長(60→75年)を図ること。

VI. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置の充実

(総務省)

1. 交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金について、地方交付税等による十分な財政措置を講ずること。

特に、地下鉄事業における新線建設及び老朽化対策、耐震対策、バリアフリー化等に係る大規模改良工事や国土強靱化対策として実施する事業に対する出資金及び補助金について、従来と同様な制度を構築し、十分な財政措置を講ずること。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業についても新たに繰出基準の対象とするとともに、所要の財政措置を講ずること。

2. 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「公共交通利用環境の革新等事業」及び「観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業」など、受け入れ環境整備及びインバウンド推進に関する事業について、一般会計からの補助を受けられるよう、繰出基準の対象とすること。